平成３０年（フ）第３６号
秋田県横手市大森町猿田字西知恵ヶ沢157番地２
債務者　伊藤　梨愛
１　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１７号
岐阜県大垣市上石津町一之瀬1575番地１　一之瀬住宅Ｂ－102号
債務者　眞壁　征生
１　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２９３号
愛知県知多郡阿久比町大字板山字西ノ海道山22番地６
債務者　前田　貴幸
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８８号
茨城県つくば市東新井10番地１　ハートランドつくば207号
債務者　中郡　奈々
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１６０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩150番地５、旧住所埼玉県吉川市木売１丁目９番地17　グリーンシティ702－303号
債務者　工藤　直人
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１６３号
埼玉県三郷市戸ケ崎2233番地６
債務者　伊藤　尚美
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１６９号
埼玉県越谷市大字上間久里63番地１　越谷間久里団地１－403
債務者　高橋安里子
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１９６号
埼玉県草加市弁天１丁目12番18－102号
債務者　小林　浩一
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２２０号
埼玉県春日部市備後西２丁目５番30号　大熊荘102
債務者　鈴木　康之
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４５３号
札幌市豊平区月寒東３条15丁目６番38号　センチュリー宮北ビル301号
債務者　中野　篤
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４５４号
札幌市豊平区月寒東３条15丁目６番38号　センチュリー宮北ビル301号
債務者　中野　信子
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１９号
札幌市豊平区平岸４条８丁目４番23－105号
債務者　船津　信裕
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５９８号
札幌市白石区栄通２丁目２番５－102号
債務者　板垣　夏来
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６０４号
札幌市厚別区厚別南１丁目８番20号　シャトーわたなべＡ302
債務者　大澤　洋子
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７６号
釧路市星が浦大通１丁目２番７号　サンコートシーマⅢ　201号室、申立前の住所釧路市桜ケ岡６丁目15番50号
債務者　本田　智美
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第７７号
釧路市昭和南４丁目７番９号
債務者　越中　美浩
１　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第７９号
群馬県高崎市剣崎町1037番地５　グレースコート101号、前住所群馬県高崎市上豊岡町576番地７　リリ・シティー101号室
債務者　幅田　悟
１　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部